

# 古文字學研究文獻提要

## “白川靜の論考より”

今號は白川靜の論考のうち、平凡社より刊行された『白川靜著作集』及び『白川靜著作集別卷』に収録されていないもの（「帝の觀念」「衣祀考」「淮戎と或氏諸器」）、あるいは、同じく平凡社より刊行の『白川靜の世界』（Ⅰ）～（Ⅲ）などで、これまで提要・解題の形で紹介されてこなかったもの（「蔑曆解」「再論蔑曆」）、文字學の研究動向や自身の研究方法についてまとめたもの（「文字學の課題」）を取り上げた。白川靜の一般向けの著書だけでなく、學術論文や、その研究史の中の位置づけにも目を向けるきっかけになれば幸いである。

### 「帝の觀念」

本論考は『立命館文學』第七〇・七一・七二號（一九四九年）に掲載され、卜辭に見える最高神（白川は「宇宙の秩序者」と呼ぶ）である「帝（または上帝）」について、その觀念の成立過程を考察したものである。また、周代における天の思想を考える上で、その祖型として帝の思想を位置づけている。

帝の字源について、呉大澂は金文に見える「▽」形を帝の初文とし、「帝」を繁文とする。またその字源を花蒂の形とする。しかし、白川

は字形や卜辭の用法などから呉説を批判し、葉玉森の學説を紹介する。葉玉森は、「▽」形を帝とは別個として「示」とし、「帝」については「寮」に字源が近く、薪を組んだ形とした。白川は「そのままでは贊成することができない」（五二頁）とするが、「文字構成の要素の上に幾分の共通点を求めることができる」（同頁）とし、帝・寮の用法から關連を分析した。なお、こうした字形・字義の共通点から分析するという方法は、後の白川の字源研究における特徴ともなっている。

寮は卜辭では祭祀の一種として用いられており（現在では「燎」とも釋される）、まず白川はその對象を集め、八種の祭祀對象が現實に存在した祖先ではなく「超越的なもの」（五六頁）「抽象神」（五七頁）であったとする。具體的には、「神話的祖神」（五四頁）である王亥・夔のほか、廣く自然を代表する神靈としての土・河・嶽・虫・日月風・東母西母の六種について、それぞれ古典の用例や卜辭の字形から、「王者の統一者としての性格に對應する統一的抽象的性格」（五八頁）と解釋し、この八種を「天上に在」（五九頁）る神々とする。

なお、この分析と併せて、湯王を實際の始祖、上甲～示癸（『史記』では主癸）が架上された世系であると述べている（同年に發表された

「殷の世系—いわゆる六示について—」(『説林』五輯)を参照)

一方、「帝」についても祭祀としての用法があり(現在では「禘」とも釋される)、白川は帝祭の對象が祭祭にほぼ對應しているとし、「帝」が祭祀の内容・性質を表し、「祭」が祭儀形式を示す語と見なし、両者に「内面的な關連」(六〇頁)を認めた。

そして、「帝」は本来祭祀の呼称であったものが、八種の神々が帝祭を受けることによつて、「やがて祭る行爲が祭られる對象を意味するやうになり、帝とよばれた」(六三頁)とする。さらに、統一者的な性格を持つ八種諸神が「より高次のものへと統一」(六三頁)され、最高神としての「帝(または上帝)」になつたと解釋した。つまり、本来は究極的な統一者に「對ふもの」(六四頁)であつた帝號が統一者そのものを指すようになったという考である。

また白川は、殷王を「群後の統率者であり萬品の儀表であつて、すべてのものに君臨しつゝこれに超越する最後の統一者」(五九頁)であり、統一者としての帝の觀念を「王者の超越性・神聖性の餘映」(六三頁)と見なす。そして後の時代(殷末)に帝乙・帝辛という王號が出現したことについて、殷王が「みづからの存在性格を自覺」(六三頁)したためとしており、それが「かへつてみづからは現實の世界から離れ、現實の地盤は崩れざるをえ」(六五頁)ず、殷王朝が滅亡したと考えている。

以上が本論考の概要であるが、一九四九年に發表されたものであるため、その後に發見・整理された卜辭資料と食い違ふ點もある(たとえば「六旬」の字釋や「天」字の有無、湯王(大乙)に對する祭祭の

有無など)。また白川自身の考えにも変化があつたようであり、『字統』(平凡社、一九八四年、新訂版二〇〇四年)では「祭」の字源を「木を組んでこれを焚く形」(九二〇頁)とするのに對し、「帝」の字源は「祭卓の形」(六三七頁)としており、文字構成の要素の共通點についても内面的關連性についても言及していない。(落合淳思)

### 「衣祀考」

「衣祀考」と名づけられた卜辭・金文に見える祀禮に關わる論考は、著者の研究初期(『説林』第二卷第四號、一九五〇年)のものであり、文字数八千字あまりの小論である。題名にある「衣祀」が、殷人の系統法の上に立つ祀禮であり、殷人の世界觀、殷人の國家神話の体系に基礎づけられた独自の儀禮であつたこと、その世界觀は周王朝に正しく理解されることはなかつたことを論じている。この論考には章分けはなく、起承轉結をもつて展開されている。

陳夢家の「古文字中之商周祭祀」(『燕京學報』第十九期。のち『陳夢家學術論文集』に收録)をふまえながら、卜辭中にあらわれる祭祀の性質や形式による分類と、祭祀對象の上からみた人鬼と自然的神靈の大別を枠組みとして、殷人の祖祭體系のうちで特に著しいものの一つとして、「衣祀」をとりあげることが進められる。

まず經典に見える衣祀の訓詁から、周においてはそれが殷祭にあたることを證する。

『禮記』曾子問(「服を除き、後に殷祭す」)にみえる「殷祭」を、『中庸』「壹戎衣」の鄭玄注「衣は殷のように讀む」を引いて解したのち、曾

子問の疏を引き、殷祭が喪いをおこなった後、兩周年の祭りを大いに  
おこない、祥事を薦める「大祥」を指すと説いている。

周代の金文の衣祀の例として、大豊簋の銘文「乙亥、王又（有）大  
豊、王凡三方、王祀于天室、降。天亡又王、衣祀于王不（丕）顯考文王、  
事喜上帝」を挙げ、衣祀されるのはその考の文王であることを示す。

また、穆王が父の昭王を帝祀することを記した刺鼎の「唯五月、王才  
（在）□、辰才（在）丁卯、王帝、用牲于大室、帝昭王」、周の三王に  
對する帝祀（合祀）をいう小孟鼎の「□□用牲啻周王□（武）王成王」  
の例を挙げ、周における帝祀、衣祀の内容の検討が必要であるとする。

卜辭中の衣祀の對象は、「自上甲至于多后衣」「自上甲至于武乙衣」  
とあるように、おおむね複數であると言ひ、續いて卜辭中の帝祀の對  
象はいわゆる袁祀八類とよばれる自然的神靈であり、それらは殷王朝  
との系譜的な關係のもとに語られるに至って帝祀の對象となったもの  
であること（これについては上文で落合淳思氏が紹介する「帝の觀念」  
を参照）、帝祀は殷にあつては祖神を祭るものであり、人王を祀る祭  
儀ではなかつたことを言う。そこから、小孟鼎の帝祀は、正しくは衣  
祀といふべきであつて、嫡祖祖神を祀る帝祀を以てよぶべきものでは  
なく、同じく衣祀といつても殷と周とはその實質が異なるのではな  
いかという問題提起と、陳夢家が前掲論考において西周祭祀の卜辭と  
ひとしいものうちに衣祀と帝祀とをあげていることに疑義を挿む。  
ここから論が展開され、卜辭における衣祀の検討が行われる。

「自上甲至于多后衣」、「自上甲至于武乙衣」という例において衣祀  
されている諸王は、おそらくは世次に關する直系の諸王であつて、そ

の他の諸王は衣祀に與ることは殆んどなかつたであろうという。

衣祀の對象とされる六示は、第二次世系の上甲微を首とするいわゆ  
る方神六示である（これについては「殷の世系—いわゆる六示につい  
て」、『説林』第五輯、一九四九年を参照）。

九示は第一次世系の大乙を首とする祖丁までの直系世系である。九  
示に上甲微を加えたものが十示であるが、辭例のなかには示數に加え  
られた各王名が「□率兩自上甲大乙大甲大庚大戊中丁祖乙祖辛祖  
丁十示率牲」のように掲げられていることもある。十三示はこれにさ  
らに祖乙・祖丁・祖甲を加えたものである。六示と九示とさらに祖乙  
以下武乙までの五示を加へると二十示となり、「自上甲至于武乙」が  
これにあたる。「自上甲至于多后」とはおそらくこの二十示を含むも  
のとする。

劉盼遂が、これら多示の祭祀は殷の廟制に關するものがあるとして、  
殷制六廟説を提示している（『甲骨中殷商廟制微』『女師大學術季刊』  
第一卷第一期、一九三〇年所収を参照）ことを挙げる。劉氏が、六示  
に對する祭祀が「固等量而齊觀、無所軒周者矣」として、六示の名號  
が整然としており、かつ同程度の隆祀を享けているとすることに  
ついては、六示はもともと方紳であり、おそらくは殷の國家形成に伴う歴  
史の要請に本づいて殷王朝の系譜上に架構されるに至つたものと考え  
られると論駁する。王國維がすでに「殷周制度論」（『觀堂集林』卷十）  
にいうように、殷には嫡庶の制がなく、したがつて宗法の制もないこ  
とを論じており、すでに嫡庶の制なくまた宗法のないところに廟制の  
成立しうる理由の存在を考へることはできないとしている。そして、

劉氏のいう「等量而齊觀」は六示においてではなく、むしろ衣祀の一般的性質として認められることであるとする。

論考の結論として、殷王朝の系譜を考える場合には、唐（大乙）よりはじまる第一次世系、上甲微以下の六示よりなる第二次世系、最後に夔（舜）以下の第三次世系という構成の次序を見ることができるといえる。

衣祀において決定的なことは、第二次世系の上甲微以下が祖王として考えられていること、また衣祀が原則として直系の諸王を對象としていることである。このことはこの祭法が系統上直系相續法の確立した時代以後に成立したものであることを示している。

西周金文に見られる衣祀と帝祀は、明らかに殷の祭法と異なるものであって、さきあげた大豊簋の「文王を衣祀す」より、かえって小孟鼎に「周王武王成王を帝祀す」とあるのが、正しくは衣祀というべきものであるとする。

祖神嫡祖に對しては帝祀を、また直系祀王の合祀に對しては衣祀を行っていた殷禮が、周においては誤って、祖王に對しても帝祀を行い、また父祖をひとりだけ祀るときにも衣祀の名を用いたということとなる。

帝祀は殷人の世界觀、殷人の國家神話の體系に基礎づけられた儀禮であり、衣祀はまたその系統法の上に立つ祀禮である。従って、これらの祀禮は殷王朝の崩壊とともに滅ぶべきものであったにも関わらず、そのまま周王朝によって踏襲された。しかし殷人のような世界觀と神話をもたず、また殷人と同様の系統法をもたなかった周人が、それらの祀禮を正しい意味で繼承しえなかったのは當然であったとい

わねばならないと結論づけている。

この論考は、後に「一應試論の範圍を出るものでなかった」（『殷文札記』序、『白川靜著作集別卷』、平凡社、二〇〇六年）と著者がいうもののうちの一つであるが、殷周社會史に関する著者の見通しが、すでによく示された論考であるといえる。（笠川直樹）

### 「淮戎と弑氏諸器」

『立命館文學』第四一八・四一九・四二〇・四二一號（一九八〇年）に發表されたものである。弑氏諸器は、一九七五年三月十五日、陝西省扶風縣莊白家村の西周墓葬で發見された。後、扶風縣文化館（羅西章）・陝西省文管會（吳鎮烽・雒忠如）「陝西扶風出土西周伯弑諸器」（『文物』一九七六年第六期）において報告がなされた。本論考は、その弑氏諸器について考察を行う。なお、ここにいう弑氏諸器とは主に弑鼎一（集成 2789）・弑鼎二（集成 2824）・弑殷一（集成 4322）を指す。『集成』は中國社會科學院考古研究所編『殷周金文集成（修訂增補本）』中華書局、二〇〇七年の略稱。以下同じ。青銅器名は特に注記しない限り、本論考に記述された名稱に準ずる。また、同出の器群にも言及がある。

#### 「一、豫西の諸戎」

弑氏諸器は、長文の銘をもつ弑鼎一・二（筆者注…原文の二頁二行目に記す「弑殷一・二」の「殷」は「鼎」の誤り）と弑殷一の三銘が、それぞれ資料的に重要であるのみならず、舊著録の弑氏諸器と關連して考察すべき問題をも含んでおり、それらを器群として検討を要することが多いという。

この三器のうち、戎鼎二に金文初見の資料である淮戎の語がある。淮夷は金文に南淮夷（虢仲盃（集成 4335）・虢父盃蓋（集成 4464）あるいは東夷・南夷（宗周鐘（集成 260））の語でよばれ、夷系の種族とされているものであり、淮戎は北西方の戎種に属するものであるから、その本源を異にする外族であると考えている。

戎種は東夷西戎という語が示すように、もと西方の種族とされている。しかし戎種の諸族は古く北支の全域にわたり、東は済西、西方では主として冀南・豫西地区に根拠しているという。

戎鼎二にみえる淮戎も、おそらく豫西諸戎の一であり、その所在は、淮戎討伐のことを記す戎段一によれば、淮水上游の地であると考えている。その戎は淮夷系の南夷・東夷とは別系の、北方戎種の属であることは疑いがないという。

## 「二、新出の戎氏三器」

戎氏三器のうち、戎鼎一には「佳九月既望乙丑」、戎段一に「佳六月初吉乙酉」とあって、同じく高自における王の任命が記されており、その日辰は同年の曆譜に入りうる。しかし鼎一と段一とは作器の對象者が異なるため、器の制作はいくらか前後すると推測する。鼎二の銘文は、その内容が段一の戦役に關するものと思われる。これらは同じ時期に屬し、鼎二に淮戎を禦ぐことを命じる征命を記し、段一にはその戦果と獻捷の禮をいう。

ここで、戎鼎二の銘辭の解説を行う。そして、戎氏の世系について考察し、泉段一（集成 4122）に文祖辛公、泉段二（集成 3863）・泉戎卣（集成 5420）・泉戎尊（集成 5419）（筆者注：集成では「泉戎卣」

としている）に文考乙公、泉伯戎段（集成 2302）にその父を皇考釐王、伯戎段（集成 4115）に西宮というように、それぞれのために器を作ることから、

文祖辛公——文考乙公（釐王）・妣文母日戊——文考甲公・妣日庚——戎

という關係をたどりうると考えている。伯戎が泉戎の本宗たるものであり、戎鼎・戎段の戎はその嫡系の人であろうと推測している。

次に戎鼎一全文を引用する。この銘文に見える戎に命服を賜う儀禮は、高自という軍の基地において行われており、册命廷禮の形式を備えていない。かつその賜與者が王ではなく、王剗姜という王后たる人であることも、極めて異例であると指摘している。この儀禮が王剗姜によって行われた理由として、戎に期待されている軍事的行動の對象が、おそらく姜姓諸國の安否休戚に關するものであるからであろうと考えている。

戎段一には、征命に關して父母の威靈に倚る明確な表現が與えられているとして、その銘文を引用する。この銘文の征命は高自において發せられたが、それは戎（筆者注：原文では「戎」となっているが、「戎」の誤りであろう）が彘に侵寇してきたのを、賊林に迎撃するためであった。この銘文に見える彘や賊林はその地を明らかにしたが、「博戎獸」の獸は、泉・泉戎諸器にみえる獸・獸侯の地、すなわち文獻にいう甫、また申呂の呂である。當時豫西の諸戎が一時猖獗を極め、姜姓諸國のうちには、その故地を棄てるものもあったのであろうと推測している。

王削姜の立場からいえば、淮戎はその故國にとって最大の敵對者であった。またその征討に彘氏を起用したのは、この地域の作戰には彘氏が歴世そのことに任じており、特に猷侯との關係に最も緊密なるものがあつたからであらうと指摘している。

### 「三、泉彘と猷侯」

戎鼎二に、彘はその征命を受けたことを、刺考甲公の功烈を繼承するものとして、自らを位置づけている。刺考甲公がかつてその事に従つて功烈をえたというのは、おそらく昭穆期の泉・泉彘、および伯彘諸器にいうところを意味するものと考えている。

彘氏はもと泉彘と稱し、殷周の際に祿父の亂を起したと伝えられる祿父の後であるという。祿父のことは史に殆んど傳えるところがない。祿父がその餘裔を保ちえたのは、おそらく征命を受けてやがて歸順し、周の統治政策に協力したからであらう。殷の王室出自である泉氏の族は、成周庶殷の統轄者としてその地に移されたようであり、泉彘貞等からそのことが分かるという。

泉・泉彘諸器における周の統率者は、伯雍父という人物であつたが、彘氏三器には、伯雍父の名はみえない。しかし彘氏がかつて伯雍父の指麾下にあつた泉伯彘の一族であることは、彘氏諸器と同出の器群のうち、伯雍父の器が見出されるということからも實證しうる。おそらく彘氏が、その總帥である伯雍父より下賜を受けて、彘氏の器群とともにその墓中に收めたものであらうと推測する。

同出の器には他に鬲盃（集成 3395）があり、鬲は成康期に貞・盤などを残している作冊鬲の後であらうと思われる。他に鬲盤（集成

10068）・伯鬲盃（集成 9417、9418）などの器もある。これら銘辭の示す特徴からいえば、鬲は殷系の氏族であり、かつ當時成周庶殷の一としてその地にあつたものであらう。その鬲氏の器が、扶風法門の彘氏墓中から同出していることは、かつて成周にあつた鬲氏が、彘氏と同じくのち扶風に入り、その獻器が彘氏の墓中に收められたものであらうと考へている。

本章の最後には、周の外族に對する作戰行動について述べる。豫西淮上の地はもともと姜姓諸國の勢力に屬するところであつたが、その地はしばしば淮域諸夷の脅威を受け、のちには荆楚の擡頭に苦しんだ。昭穆期には猷侯、すなわち甫國救援のためにしばしば作戰が行なわれ、泉・泉彘の族がそのことに従つた。彘氏諸器はすでに甫國失陥の際のものであらうが、このとき猷を侵していたのは夷種ではなく、姜姓諸國の背後にある豫西の戎であつたという。

### 「四、異族との戦い」

異族との交戦を避けようとする周の政策は、のちに傳統的なものとなつた「以夷制夷」という狡猾な戦力保存の方法であるのみでなく、古代の戰爭觀において、異族との接觸によつてもたらされる宗教的汗穢を避けようとする意識が重要な理由であつたという。卜辭にみえる外方との接觸の際に、種々の祭祀儀禮が行われ、呪的な方法がとられていることは、その意味において注意される。西周期においても、例えば周初の禽毀（集成 4041）に周の聖職者明保たる周公、大祝たる禽が、王の禁侯討伐の豫備儀禮として、呪祝をなしたことをいう。

彘氏諸器に記す儀禮的記述にも、一般の銘辭にみえない異質のこ

ろが認められる。戎鼎二に戎が征命を受けたことをいう自述の語があるが、それは考古文母の威靈によってその重責を完遂したという趣旨であり、戦争に際しての呪儀に關するところがあると推測する。

軍事における婦人の活動は、外方異族に對する軍事的行爲として、何らか呪的な意味をもつものであろうと考えている。殷の軍禮の傳統は周初にもなお存しており、軍事に際して婦人が活躍することがある。女君・君氏のこのような軍事の際の活躍は、おそらくその婦人が氏族の保護靈の護持者と考えられるような、古代の觀念に發するものではないかという。軍事や外事には、すべて氏族の保護靈を奉じて行動するのが常例であった。戦事には古くは巫女もそのことにあたり、互いにその呪力を争ったものである。

そのような古代的呪儀の遺存が、戎氏の器銘のうちにも認められるのは、この庶殷の軍團内部に、その古儀がなお傳承されていたことを示すものであろうという。

### 「五、小結」

春秋期以後の豫西諸戎の動靜は、文献にその蹤迹をしるすものがあるが、西周期のかげらの消息についてはほとんど資料のみるべきものがなく、その動靜を知ることが困難であった。戎氏諸器は、淮戎に關する初見の資料であり、西周期の豫西諸戎の消息をたどる上で、興味ある資料を提供している。淮戎については、『金文通釋』「補釋篇」(筆者注：『白川靜著作集別卷 金文通釋』六、平凡社、二〇〇五年、391頁(396頁参照))に器銘の考釋を加えたとき、問題の指摘をしておいたが、ここに改めて若干の考察を試みておくとして最後に述べている。

### 「蔑曆解」 「再論蔑曆」

「蔑曆解」は、初出が『甲骨學』第四・五合併號(一九五六年)であり、後に『甲骨金文學論叢』第一〇集(一九六二年)に収録された。本提要では白川靜著作集別卷本の『甲骨金文學論叢』「下」二(平凡社、二〇一二年)に據る。内容は殷周金文に見える「蔑曆」の語の解釋を試みたものである。

まず執筆當時得られた金文での「蔑曆」の用例二八件を列挙する。ついで阮元(『積古齋鐘彝器款識』卷五・三、馭尊條)の「黽沒」「密勿」「黽勉」と同義の語とする説や、孫詒讓(『古籀拾遺』卷中、馭尊條)の「蔑」字は「勞」の意、「曆」は「歷」の借字で「行」の意となり、「蔑曆」で「その行を勞ふ」の意となるとする説など、主要な解釋を列挙する。中でも郭沫若(『金文叢攷』「小臣謨彝銘考釋」)の、「蔑曆」を軍事に關係がある語句とし、「蔑」字を「免」の意とし、「曆」を甘聲の「曆」字として「函甲」の「函」の意とし、「蔑曆」の二字で解甲すなわち征役を免除するの意であると説を、「從來とは全く異なる見解」と評價する。一方で「免」字も「函」字も別に金文に存在すること、「蔑曆」の用例の中で軍事に關わるものは全體の三分の一ほどで、残り祭祀や冊命賜與など他の事例に屬することなどを指摘し、批判する。そしてこれら諸説の「いずれにもなお釋然としない部分が残っているように思われる」として、以下で白川靜の私案を提示する。

まず「蔑」字については、その本來の字形は「蔑」であり、「伐旌」

「矜伐」「伐閔」の意味での「伐<sup>べつ</sup>」の本字であり、音は『玉篇』門部に「伐」を「閔」字に作って「扶月切」としていることなどを根據とし、「蔑」と同音であり、「斬伐」の意味で用いられる「伐<sup>ばつ</sup>」とは音で區別されていたとする。

ついで「蔑」字甲骨文の字形「𠄎」に注目する。白川氏はこれを、戦捷の儀禮として敵方の媚女（巫女）を戈に繋げてこれを誅するさまを象るとする。當時は戦争の際に媚女を従軍させる風習があり、その呪力でもって勝利をもたらすことが期待されたというのである。その風習は、「功伐」「伐旌」「伐閔」の「伐」字の初義のもとづくところであるとする。そのような風習が存在したことを示す補證として、甲骨文に見える帚某の出征など、殷代の戦争に女性が關與したことを挙げる。

「蔑曆」の「蔑」字にはまた禾に從う「穢」字があるが、「禾」は軍門を意味する「和」の初文であり、その「禾」を加えて會意としたもの、すなわち敵方の媚女を軍門において戈に繋げ、その勝利を祝するさまであるとする。

次に「曆」字についての解釋を展開する。その初形「厯」は『周禮』夏官・大司馬に言う「左右和之門」、すなわち左右の軍門を象つたものとする。「曆」字の從う所の「曰」は、從來「甘」と釋され、聲符とされることが多かった。すなわちこの字は甘聲の「曆」字とされたきたのである。しかしこれは冊書を収める器を示す「匚（さい）」の滋生字で、器中に誓盟・祝冊等のある形に象るとし、「曆」は軍門において祝冊載書を用いるさまを象り、その人の功歴を表彰する意であるとする。

以上の「蔑」「曆」二字の解釋を合わせ、金文中の「蔑某曆」は某人の功烈を伐旌するの意であり、「蔑曆于某」はその將帥たる某人に蔑曆せられるという被動態、「某蔑曆」も某人が蔑曆せらるという被動態としての用法を示すと結論づける。そして本來軍旅における旌表を意味していたと見られる「蔑曆」の語が、祭祀などの際の旌表にも用いられているのは、それらの祭祀に軍事的儀禮としての意味を含んでいるか、他の事項にも擴張して使用されるようになったとし、「蔑曆」に「曆を蔑す<sup>いさをしあるは</sup>」の訓を與えている。

以上が初出の際の内容であるが、『甲骨金文學論叢』第一〇輯に再録するにあたり、附記を加え、その後を得られた金文に見える「蔑曆」の用例五件の確認と、その後公表された李亞農（長由盃銘釋文注解）と郭沫若の新説（保貞銘釋文）の紹介と反論を行っている。

「再論蔑曆」は、初出が『中央研究院歷史語言研究所集刊』第五一本第二分（紀念李濟・屈萬里兩先生論文集、一九八〇年）であり、中文で書かれた論考である。後に『白川靜著作集』第一二卷（平凡社、二〇〇〇年）及び白川靜著作集別巻本の『甲骨金文學論叢』[下]二に収録され、後者には訓讀文も併録された。本提要では「蔑曆解」と同様に白川靜著作集別巻本に據る。論旨は「蔑曆解」と同じであるが、構成・展開が異なる。全三段構成である。

第一段では「蔑曆解」後に公表されたものを含めて先行研究を紹介し、その多くが音通假借によって論を展開するもので、いずれも正鵠を得ていないと批判する。

第二段では、象形・會意は造字の本であり、「蔑曆」の原義・古訓



は「蔑」字・「曆」字の結體の中に求めるべきであるとする。そして先行研究のうち、この手法を試みたものとして劉心源(『奇觚室吉金文述』卷三、泉敦條)・郭沫若(『金文叢攷』「小臣謨簋銘考釋」)・保貞銘釋文(等)・劉節(『古代成語分析舉例』)・蔣大沂(『保貞銘考釈』)の説を紹介・批判する。

第三段では自説を展開する。まず「蔑」字が從軍した媚女を戈に繫けて戮するさまを象り、「伐旌」などの意味がここから生じたことを示し、ついで「曆」字が軍門において載書を用いて軍功を旌表することを示す。「曆」字が「厂」に従うのは、軍行の際に設置される舍(官・館と呼ばれる)を示し、「蔑曆」の禮は館前兩禾(すなわち左右の軍門)の間で行われたと、「蔑曆解」での議論を補足する。

「蔑曆」に關しては、拙稿「蔑曆新探」(初出『古代文化』第五七卷第九號、二〇〇五年。後に『西周期における祭祀儀禮の研究』、朋友書店、二〇一四年に収録)も含めて、現在でも新たな説が提示されている。先行研究としては、「蔑曆解」「再論蔑曆」では發表時期の關係により取り上げられていないが、唐蘭の『蔑曆』新詁(初出『文物』一九七九年第五期。後に『唐蘭先生金文論集』、紫禁城出版社、一九九五年に収録)の説が現在では通説に近い扱いを受けている。これは、「蔑」字が「伐」に通じ、『小爾雅』廣詁の「伐、美也」を根據として「稱え美する」の意であるとし、そして「曆」字は「歴」に通じて経歴・功績の意であり、「蔑曆」二字で某人の経歴・功績を稱え美することを意味するというものである。

「蔑」字と「穢」字が古文字において同じように用いられているこ

とは、『上海博物館藏戰國楚竹書』(四)(上海古籍出版社、二〇〇四年)に所収の文獻『曹沫之陣』に、「曹沫」の「沫」を示す字としてこの兩字が並用されていることにより、證明が得られた。

(佐藤信弥)

## 「文字學の課題」

本論考は白川靜による甲骨文出現以降の文字學の歩みを記したものの。そもそも『説文』研究史を纏めた『説文新義』卷十五(五典書院、一九七三年、後『白川靜著作集別卷 説文新義八』平凡社、二〇〇三年)「通論篇」の第五章に相當し、二〇〇二年に同氏『字書を作る』に該章のみ單獨で再録されるに當たって加筆修正が施された(二〇一一年には同書は平凡社ライブラリーに収録された。本提要の底本は平凡社ライブラリー版とし頁數等はこれに據る)。


『説文新義』版(著作集別卷は五典書院版と基本的に同一)との違いは、引用文を訓讀に直し、分節を改め、節見出しを追加、本文に關連する甲骨金文の圖版を追加したことなどであり内容に大幅な變更はない。概ね一九七三年當時の内容を保存している(例えば、四四頁に「金文の字説を蒐集したものはなお作られていないが、周法高氏がその準備を進めている」とある。後の『金文詁林』のことであるが、修正時にそのことは追記されてはいない)。各節の見出しは次の通り

- 一、古代文字資料と文字學
- 二、新しい文字學の體系
- 三、説文學からの脱却

## 四、古代文字學の方法と目的

## 五、「甲骨金文學論叢」の方法について

第三節までは中國における研究、第四節は日本における研究、第五節が白川自身の研究の回顧となる。以下、本論考に取り上げられた主な研究を紹介すれば次の通り。

甲骨の出土を契機に、文字に關する學説は、これまでの『説文』に依據した内容を改めざるをえなくなった。かかる研究の嚆矢が呉大澂『字説』（一九一八年）である。金文の字形をもって『説文』の字説の無稽であることを論じ、新解を示した。例えば、奚（)字は頭に物を戴いて連ぶ象形で、その傍證として朝鮮等になおその俗があるとする。

甲骨を用いた文字學の初期の研究に、孫詒讓『契文學例』（一九〇四年）、『名原』（一九〇五年）、羅振玉『增訂殷虛書契考釋』（一九二七年）等がある。甲骨によって従來の『説文』の解釋を改めることを目指した。が、その字説は『説文』に比して字形の把握が正しいが、その形象の意味するところがなお十分に理解されていない。白川は、以上の初期研究の不足點として、字形の解釋において全體に涉つてこれを統一する方法・原則がないこと、字の形象に寄せた當時の人の心意に對しての無理解を擧げる。

その後、甲骨金文學の發展を受け、また西洋の學術の方法を取り入れて文字學を體系的に記述したものが登場する。白川はその先蹤として劉師培『中國文學教科書第一冊（文字篇）』（一九〇五年）を擧げる。文字を文法・文學の基本と捉える該書は、かつての經學の具としての

「小學」からの訣別を意味する。

ついで重要なものとして擧げられるのが蔣善國『中國文字之原始及其構造』（一九三〇年）である。「近東の古代文字や未開社會における原始文字との比較を通じて、中國における文字の成立と展開を論ずるその研究法は、中國の文字學としては全く新しい試み」（四六頁）であり「その書は西洋における人類學・社會史學者たちの、言語・文字の發展に關する研究書を多く參考し、許絺にいう文字の成立展開のあとを、そのような古代文字學の立場から實證しようとしたもの」（四七頁）であったが、甲骨金文の研究が必ずしも十分でなかったため、從來の説文學の範圍を出ることなくして終っている。

説文學からの脱却を試みた學者としてはまず唐蘭を擧げる。著作に『殷虛文字記』（一九三四年）、『古文字學導論』（一九三五年）、『中國文字學』（一九六三年）がある。「唐氏の字説は、字形を搜羅し、用義例によって説くという正しい方法」と評價されるが、「文字をその成立の基盤において考えるという視點を缺く」（五一〜五三頁）。かかる缺點を克服するには、「民俗學・宗教民族學・神話學など、當時の生活と習俗・信仰、思惟と認識の方法が、文字構造の上にとどのように表現されているかを見なければならぬ」（五三頁）と言う。續いて、孫海波『甲骨文編』（一九三四年）、『古文聲系』（一九三五年）、『中國文字學』（一九六三年）および馬絺倫「中國文字之原流與研究方法之新傾向」[「研究中國古代史的必須瞭解中國文字」]（『馬絺倫學術論文集』一九五八年所收）の學説が批判的に紹介されている。

以上までが第三節。第四節では日本における研究が紹介される。そ

の初期研究すなわち高田忠周『古籀篇』、中島竦『書契淵源』、葛城理平『改訂聯解字源』、青井貝次郎『易原闡明漢字一元論稿抄録』は『説文新義』「通論篇」第四章に既述のため省略される。また「林泰輔の研究はついに刊行をみず」（五七頁）とあるが、これは恐らく同氏『支那上代の研究』（一九二七年）井上哲次郎序にいう未刊『上代文字の研究』を指すもの。本節で紹介されるのは加藤常賢および藤堂明保の二氏である。

加藤には「漢字ノ起原」（一九四九―一九六八年）、後『漢字の起原』（一九七〇年）がある。かかる學説については、聲によって字を説くことが多いが、甲骨金文の大部分が象形であることから考えて、まずは形によって字の意味するところを確かめるべきだと批判する。

次に藤堂『漢字語源辭典』（一九六五年）については、氏の單語家族すなわち一群の漢字の基本義を定め、そこから字義を説く方法は一種の語源説であり、古代文字は三千年前の資料であって、數萬年に遡るであろう言葉の源流をかかる方法によって追迹することは不可能だと批判する。

第五節では、白川のこれまでの研究が、以上の過去の研究の反省を踏まえた上で行われたことを述べる。具體的には氏の『甲骨金文學論叢』（一九五五―一九六二年）に掲載の論考「釋文」「釋南」「羌族考」「召方考」「釋史」「作册考」「殷代雄族考」「釋師」「蔑曆解」「媚壘關係字説」「臯宰關係字説」「載書關係字説」の解題となる。

本論考を通じて白川文字學と過去の研究の關係、その研究方法に先蹤のあることがわかる。吳大澂の影響は白川自身が随所で語っている

ので有名であるが（例えば『回思九〇年』所收の吳智英との對談「雲山萬疊、猶ほ淺きを嫌ふ」等）、本論考によればほかに上述の蔣善國や、社會進化史觀に本づく字説を述べた劉師培「論小學與社會學之關係三十三則」（一九〇三年）や古代社會の生活習慣と文字の構造を關連させて説いた程樹德『説文稽古篇』（一九三〇年）が白川文字學の形成に大きな影響を與えたと言えそうである。

最後に、白川文字學の方法、そして氏の考える文字學の課題について纏めておきたい。

文字學の方法は、①「古代文字の形義の示すところを、謙虚によみとる」（六五頁）。そのためには、字形の古い材料すなわち甲骨金文を材料とし、その徹底的な研究が必要になる。そこに必要とされるのは字形間を統貫する解釋學の原則である。その例として、本論考では「㇀」「曰」「言」の一系を例に加藤・藤堂學説を批判している（八〇―八一頁）。なお「字統の編集について」（『字統』、後『字書を作る』所收）に白川の文字の系列的把握の方法が簡潔に纏められているので参照されたい。②「古代文字を古代社會、古代文化の中にとらえる」（六六頁）。白川は、古代文字はその時期における人々の生活と思维の文字的形象化であると考え、これを解釋するのに民俗學的方法を用意すべき、具體的には日本および周邊諸民族に遺存する民俗とその研究を援用しなくてはならないと説く。その理由は六六―七一頁に次のように述べる。すなわち（中國に限らず種々の地域において）未開社會を脱した段階（「古代」）において、文字は當時の儀禮執行者であった聖職者によって創作された。儀禮は言葉による神との交渉にほかな

らないが、神による秩序とそれによって形成された傳統とを固着、永續させるためには、言葉は「文字」として保存されなければならなかった。古代文字の背景にかかる神聖儀禮の存在があるという前提に立てば、これを解釋するのに民俗學を應用せねばならないという氏の見解は首肯されよう（そして本論考に掲載の研究史によって、かかる發想が白川の獨創ではなく、先行研究に依據しつつそれを發展させたものであることも理解されよう）。

次に文字學の課題について。白川は前提として「古代文字學の課題は、研究者の志向するところによって多様でありうる」と斷わる。白川は言う「今日の文字學にも、今日の立場における文字學の課題がなければならぬ。明確な目的意識をもたない學術研究はありえず、またそれは存在の意義をもちえない……私は私自身のもつ要求に従って、その課題を設定している」と。

その第一の課題は、「古代文字の示すその形象と構造とを通じて、まずその精神の世界を解明する」（八二頁）こと。日本の民俗は古代に大陸から波及した可能性がある。中國の古代文字の形象を研究することを通じてそのことが證明できるのではないか、かかる證明を通じて古代において民俗を共有する風土圏があったこと、精神的に親密な關係があったことを證明できるのではないか。白川は、この「風土圏」（八三頁）「精神の世界」（八二頁）つまり「東洋の精神と文化」（八二頁）を漢字の起源研究を通じて考察したいと考えたのである。

第二の課題は、中國の古典に對する新しい方法によるアプローチである。中國の古典のうち（狹義の）「古代」資料として信頼しうる内

容をもつものは、『詩』と『書』のみであるとし、甲骨金文研究を通じて得た知見によってこれを解釋し直すべきと考えた。その實踐例として『詩經』（中公新書、一九七〇年）を挙げる。

最後に附言すれば、本論考中、加藤・藤堂二氏への批判の箇所は、氏のかつての原稿「文字學の方法」（『文學』一九七〇年九月號、後『文字遺遙』所收）と重複するところが多く、該稿を節略して掲載したものと云える。よって兩氏への批判については「文字學の方法」も参照されたい。  
（大野裕司）